

1. 件名：福島第一原子力発電所における G 5 エリアタンクの解体片の仮置き場所の変更に係る面談
2. 日時：令和 2 年 5 月 1 2 日（火）1 0 時 0 0 分～1 0 時 2 5 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
田上係員、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所
汚染水対策プログラム部 担当 1 名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、G 5 エリアタンクの解体片の仮置き場所の変更について、資料に基づき説明があった。
- 令和元年 1 2 月 1 3 日付けで実施計画の変更が認可された G 5 エリアタンクの解体について、審査面談においては発生する解体片の減容前の仮置き場所を一時保管テント内とする計画を示していた。
 - 一時保管テント内には、表面汚染密度の高い瓦礫が一時保管されており、汚染密度が低いと想定される G 5 エリアタンク（ALPS 処理済水を貯留）の解体片を減容前に一時保管テント内に仮置きすると、G 5 エリアタンクの解体片が汚染されてしまう可能性があるため、屋外にて仮置きすることとする。
 - これまでも、RO 濃縮水を貯留していたタンクの解体時には、減容前の段階で、表面汚染密度が低い天板を屋外に仮置きする運用としていた。
 - 仮置き場所を決定するための判断フローについて
 - ✓ 屋外で一時保管する際に汚染の飛散防止措置の必要の有無は、汚染の有無（閾値：表面線量率 $10 \mu\text{Sv/h}$ ）により判断していたが、表面汚染の有無（閾値：表面汚染密度 4Bq/cm^2 ）を確認した上で、飛散防止措置の必要の有無を判断する。

原子力規制庁は、上記の説明内容を確認した。

6. その他

- ・資料：
 - G5 タンクエリアフランジ型タンク解体片の屋外保管について